

# 県連ニュース速報No.1

2021年3月

福岡県退職公務員連盟 会長 稲田 瑞穂

## 令和3年度年金改定

- |   |              |       |
|---|--------------|-------|
| 1 | 物価変動率        | 0%    |
| 2 | 名目手取り賃金変動率   | -0.1% |
| 3 | マクロ経済スライド調整率 | 0%    |
- <名目賃金がプラスの時に、累計して減額する制度、本年度はなし>
- |   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 4 | キャリーオーバー (-0.1%は、繰越) |  |
|---|----------------------|--|

本年度の年金額は、

名目手取り賃金変動率 (-0.1%) -マクロ経済スライド調整率(0%)=-0.1%

本年度の年金額は、月に約 **300円減額**となる。

## 「年金を働きながらもらう方にとっての」年金改定

### 【見直しの趣旨】

- 老齢年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職70歳到達時）に受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）
- 高齢者の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに年金に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給者の経済基盤の充実を図る。

### 【見直し内容】（令和4(2022)年4月実施）

- 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時に行う（毎年1回10月から）

「年金をもらいながら働く人」が有利に――。先の国会で成立した「年金改正法」は、そうした新制度が目白押しとなった。これまでは働けば働くほど受給額が減らされてきた。その制度が大きく変わろうとしている。いち早く制度を理解し、もらい方を考えておくのが得策だ。専門家に聞いた。

#### 1. 働く期間をセーブしなくても年金支給額が減らなくなる

60、70代でも働くことを希望している人は多い。だが、これまでは働けば働くほど年

金がカットされてきた。これでは働く意欲は失われる。

年金を受け取り始める年齢は原則 65 歳からで、今は 60～70 歳から選ぶことができる。

「在職老齢年金」は、会社に勤めながら年金を受け取っている人が対象。受け取り開始を 60 歳にできる「繰り上げ」を選んだ場合、60 歳から 64 歳までの期間は、給料と厚生年金の合計額が月 28 万円を超えると年金がカットされていた。

しかし、22 年 4 月から緩和され 65 歳以上と同じ 47 万円超に引き上げられる。

「60 歳代前半の働く年金受給者 120 万人のうち 55% の 67 万人が支給停止になっていました。これが 21 万人にまで減ると試算が出ています。65 歳までは現役で働くのが当たり前な時代になります」(『資産寿命 人生 100 年時代の「お金の長寿術」(朝日新書)の著者で、経済コラムニスト

の大江英樹さん)

2 もう一つの目玉が「在職定時改定」だ。厚生年金は原則 70 歳まで加入できる。

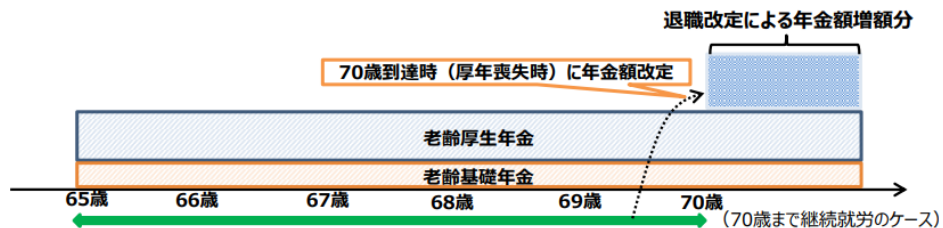
65 歳以降に働いて納めてきた厚生年金保険料は、これまでは退職時に増額されて受け取っていた。つまり、65 歳以降の保険料は年金に反映されないため、ある意味“払い損”になっていた。それが在職中から受け取れるようになる。

22 年 4 月からは毎年年金額が再計算されるようになるため、支払った分は毎年上乗せされて受け取れるようになるのだ。

社会保険労務士でファイナンシャルプランナーの井戸美枝さんは、「こうした制度はシニアの就労意欲を促す」という。

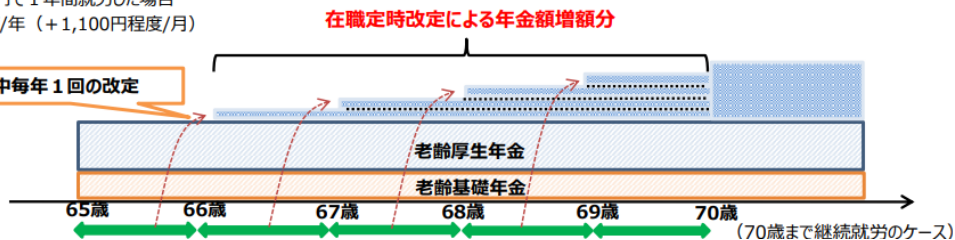
## 65 歳以降働き続ければ年金は UP!

【現行】



【見直し内容】

・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合  
→ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



※65 歳になって、社会保険料を払うと、毎年年金が上乗せしてもらう事ができる。給料と年金が同時にもらえる。

連絡先 福岡退職公務員連盟 事務局 藤崎 嘉

住所 〒826-0043 田川市大字奈良 1716-5

携帯 080-5261-3632

# 年金探究資料